

議案第7号

阿見町手数料徴収条例の一部改正について

阿見町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

阿見町手数料徴収条例(平成12年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同じ。)」の次に「及び専用端末機(町が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)の使用」を加える。

別表中

「

住民票の写しの交付手数料	多機能端末機による交付以外の交付 1件につき 300円
	多機能端末機による交付 1件につき 200円

を

」

「

住民票の写しの交付手数料	多機能端末機及び専用端末機(以下「多機能端末機等」という。)の使用による交付以外の交付 1件につき 300円
	多機能端末機等の使用による交付 1件につき 200円

に、

」

印鑑登録証明書の交付手数料	多機能端末機による交付以外の交付 1件につき 300円
	多機能端末機による交付 1件につき 200円

を

印鑑登録証明書の交付手数料	多機能端末機等の使用による交付以外の交付 1件につき 300円
	多機能端末機等の使用による交付 1件につき 200円

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町手数料徴収条例新旧対照表

現行		改正後		備考
<p>(手数料の徴収等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の規定は、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による住民票の写しの交付手数料及び印鑑登録証明書の交付手数料には、適用しない。</p>		<p>(手数料の徴収等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の規定は、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)及び専用端末機(町が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)の使用による住民票の写しの交付手数料及び印鑑登録証明書の交付手数料には、適用しない。</p>		
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
(略)		(略)		
<p>戸籍法(昭和22年法律第224号)並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく事項に係る事務</p>	(略)	<p>住民票の写しの交付手数料</p> <p><u>多機能端末機</u>による交付以外の交付 1件につき 300円</p>	<p>住民票の写しの交付手数料</p> <p><u>多機能端末機及び専用端末機(以下「多機能端末機等」という。)</u>の使用による交付以外の交付 1件につき 300円</p> <p><u>多機能端末機等</u>の使用による交付 1件につき 200円</p>	
	(略)	<p><u>多機能端末機</u>による交付 1件につき 200円</p>		(略)

現行			改正後			備考
阿見町印鑑条例（昭和49年阿見町条例第15号）に基づく事項に係る事務	印鑑登録証明書の交付手数料	（略）	阿見町印鑑条例（昭和49年阿見町条例第15号）に基づく事項に係る事務	印鑑登録証明書の交付手数料	（略）	
		<u>多機能端末機</u> による交付以外の交付 1件につき 300円			<u>多機能端末機等の使用</u> による交付以外の交付 1件につき 300円	
		<u>多機能端末機</u> による交付 1件につき 200円			<u>多機能端末機等の使用</u> による交付 1件につき 200円	
（略）			（略）			

阿見町手数料徴収条例の一部改正について

【改正の理由】

『らくらく窓口証明書交付サービス機』という専用端末機を設置するにあたり、その手数料の徴収に関し、現行条例の一部について所要の改正を行うもの。

【改正の内容】

- 1 第 3 条第 3 項中『以下同じ。』の次に、『及び専用端末機（町が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。）の使用』を加える。
- 2 別表中『多機能端末機』を『多機能端末機及び専用端末機（以下「多機能端末機等」という。）の使用』に改める。
- 3 別表中『多機能端末機』を『多機能端末機等の使用』に改める。

【施行年月日】

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【補足説明】

1 らくらく窓口証明書交付サービス機

令和 4 年度から庁舎 1 階のロビーに設置します。マイナンバーカードを使用して、コンビニ交付と同様、画面操作を行うことにより、住民票の写しと印鑑登録証明書の申請ができる専用端末機です。

利用者は、申請書記入の手間が省けます。証明書は、手数料 200 円と引き換えに窓口で手渡しとなります。

当該端末機の操作体験により、次回以降はコンビニ交付による証明書の取得促進につながる事が期待できます。

2 手数料

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 窓口証明書交付 | 300 円 |
| (2) コンビニ交付（多機能端末機） | 200 円 |
| (3) らくらく窓口証明書交付（専用端末機） | 200 円 ※新規 |